

令和3年度 学校いじめ防止基本方針

飯豊町立飯豊中学校

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを前提に、町内小規模4校から生徒が入学してくるという地域の実態を踏まえ、生徒が安心して自己の能力の伸長に努力することができる環境づくりを推進することを目的とする。教育委員会・学校・地域住民・家庭・その他の機関および関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

（いじめの態様）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの未然防止のための取組

教師は「一人ひとりがかげがえのない存在」であることを基本理念として心に持って指導に当たるとともに、生徒同士も互いの人格を尊重する態度を培うことでいじめの未然防止に努める。また、中学段階であることを踏まえ、教師の指導だけにならず、生徒の自主的活動も重視し、それらを両輪としていじめ防止を図っていく。そのために、「わかる授業」「規範意識」「自己有用感」と、それを支える「生徒理解」をキーワードに、以下の取組を進める。

(1) 教師の姿勢

生徒一人ひとりがかげがえのない存在であるという認識のもと、日常的に生徒の自尊感情を高める肯定的な関わりを大切にする中で、信頼関係を構築しつつ、望ましい生き方を共に考えていく。いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識に基づき、生徒の小さな行動の変化や人間関係の変化などにも注目し、日常の関わりを重視する。

(2) わかる授業づくり

- ・教師の言動の大切さを自覚し、一人一人を大切にしたいわかる授業づくりを進め、教師はもちろん生徒が相互に良さや頑張りを認め合う場を設定し、自己有用感を高める。
- ・道徳の授業をいじめについて考える1つの場としてとらえ、他との望ましい関わり方や言動、共感的な対応など、社会的に求められていることを指導する。望ましい生き方を意図的に継続的に考えさせる場を設ける。
- ・学級活動にコミュニケーション力やソーシャルスキルを高める活動を積極的に取り入れるとともに、協力・協働のできる居心地の良い学級づくりを推進する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進
- ・常に研修・授業改善に努め、わかりやすい授業づくりを行う。

- ・家業体験，職場体験などキャリア育成を目指した体験活動を系統的，継続的に実施する。

(3) 規範意識の醸成

- ・全校集会や学年集会，学級活動などで機会を捉え，いじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- ・情報モラル教育を進めるとともに，保護者と連携し，携帯，スマホ，ネット等の活用について，家庭での約束づくりを推進する。
- ・いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため，「飯豊中学校すこやかネットワーク」を設置する。（細部計画は別記）
- ・学年，学級懇談会，家庭訪問，学校（学年学級）だより，ホームページ等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について地域や家庭の理解を得るとともに，いじめの問題の重要性の認識を広めながら，年2回のいじめアンケートを実施し家庭からの情報提供を促し，緊密な連携協力体制づくりを推進する。

(4) 自己有用感の育成，生徒の主体的な活動の充実

- ・一人一人が活躍でき，居心地の良い集団づくり（学級経営，部活動運営の充実）
- ・歌声活動の成果を活かした地域との交流活動，ボランティア活動等の地域貢献活動の推進
- ・生徒会活動，学年自治会活動，部活動など，自己有用感を体感でき，いじめを許さない自治的活動の推進
- ・生徒会による，「思いやり月間」，互いの良さや頑張りを認め合う活動をとおして，他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度，自他の違いを認め，互いの人格を尊重する態度を身につけさせる。
- ・生徒会の取り組みにあたっては，生徒の主体性を重視し，話し合いをとおしてすべての生徒がその意義を理解し，参加できる活動になるよう指導する。

(5) 生徒理解に基づく指導の徹底

- ・日常の生活観察，生活記録，健康観察などとおして生徒の変化を見逃さない。気付いた生徒の変化については，小さなことでも職員間で話題にし，個人で抱え込むことなく情報を共有する。
- ・部活動における人間関係を的確に把握し，担任，学年主任と情報を共有する。またコーチとの連携を深め，部内のいじめを予防する。
- ・必要に応じて関係職員によるミニケース会議を開催し，組織的に具体的な指導や対応が図られるよう調整する。
- ・保健室を窓口にした健康相談を充実させ，早期発見に努める。
- ・教育相談アンケート「自分を見つめて」，Q-Uテスト，教育相談週間を効果的に活用する。
- ・「飯豊中学校すこやかネットワーク」を，ネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会と位置づけ，広く意見や情報を交換する場とし，地域と連携した対策を推進する。また，校外委員に学校通信を送付し，学校の教育活動への理解を求める。
- ・民生委員児童委員への学校の実態や取り組みを説明する場を設け，学校の教育活動への理解を求める。また，校外モニターとして，子ども達の地域での様子について報告をしていただき，指導の一助とする。

(6) 生徒に培う力

以上のような取り組みを進めることで，次のような力を生徒に培う。

- ・他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度。
- ・自他の違いを認め，互いの人格を尊重する態度。
- ・他者と適切にコミュニケーションを図る能力 ・ストレスや悩みに適切に対応する力。

- ・自己有用感，自己肯定感，自尊感情。

(7) 特別に支援を必要とする生徒への対応

特別に支援が必要な生徒については，その特性や二次障害から，いじめの被害者・加害者にならないよう十分配慮を行う。

- ・一人ひとりの認知や行動の特性等を十分理解し，適切な支援・指導を行う。
- ・二次障害をおこす環境要因(リスクファクター)を少なくするように常に努める。
- ・ソーシャルスキルトレーニング(SST)，教育相談，構成的グループエンカウンター(SGE)等を実施し，ストレス耐性を強くする支援を行う。
- ・生徒の心を十分に理解し，それに応じた適切な指導を行う。
- ・教師の特別支援教育力を高めるための研修を実施する。
- ・小中の連携を密にし，個人にあった一貫した指導を行う。

* 学校で考えられる環境要因(リスクファクター)例

- ・落ち着きのない学級
- ・配慮のない指導
- ・友人関係のゆがみ
- ・集中できない教室環境
- ・わかりにくい授業 等

4 早期発見のあり方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，「いじめ発見のためのチェックリスト」を活用し，日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，学年部会，生徒指導担当者会，運営委員会等を活用し，教職員相互が積極的に生徒の情報交換，情報共有を行い，いじめを積極的に認知するよう努める。生徒の気になった言動や保護者からの相談，情報提供については個人で抱え込むことなく，周囲に話し，相談する。
- ・定期的な記名アンケート調査により，生徒の意識を把握しながら日常の観察による声かけを実施することにより，個別の状況把握に努める。
- ・年2回（6月，11月）生徒対象の無記名アンケートを実施するとともに，いじめに関する保護者アンケートを実施し，情報収集にあたる。
- ・Q-Uテストを実施し，学級における生徒の意識を把握し，居心地の良い学級づくりや信頼関係の構築に努める。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり，生活記録ノート等を活用したりして交友関係や悩みを把握する。
- ・教育相談週間や家庭訪問の機会を活用する。
- ・全生徒の個別の相談記録を準備し，個々の生徒，家庭との関わりについて記録を蓄積する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，学校評価やアンケートで定期的に点検し生徒及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・臨床心理士による思春期の心のストレスへの適切な対処法の講話や養護教諭による保健講話を実施し，悩みを抱え込まない対処法を指導する。
- ・相談室や保健室の利用，相談員，町スクールカウンセラーとの相談，電話相談窓口について広く周知する。

* 生徒の相談に対しては過小評価することなく、真摯な対応を心がけ、生徒の個人情報については、複数で情報を共有し、校長・教頭の指示を受けながら対外的な取扱いについての方針を明確にし、適切に行う。

(3) 地域や家庭との連携について

- ・いじめ早期発見のためのチェックリスト（家庭用）を配付するとともに、保護者が相談しやすい雰囲気をつくるために、普段から家庭との連携を心がける。保護者会を利用し、小さな子どもの変化でも連絡をいただくよう促す。
- ・父母と教師の会役員、主任児童委員、民生委員児童委員を飯豊中学校すこやかネットワーク役員に委嘱し、連携を図る。（細部は別紙運営要項を参照）
- ・地域回覧の学校だよりや校外掲示板（あ～す）を利用し、生徒の様子について情報発信していく。

5 いじめ事案への対応

いじめには「危機管理のさしすせそ」を常に意識して対応を行う。

さ：最悪を想定　し：慎重に　す：素早く　せ：誠意を持って　そ：組織的に
「確実で、丁寧な初期対応」を徹底する。

- ・絶対に一人で抱え込まない対応。
- ・いじめを受けている生徒や知らせてきた生徒を守り抜く姿勢。
- ・いじめた生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした指導、支援を行う。
- ・いじめを起こした集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、校長を中心として①事実確認、②指導体制・方針、③当該いじめにかかわる生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、④保護者との連携の在り方、⑤今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応に当たる。

また、事実確認の結果について、確実に教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる生徒の保護者に連絡する。さらに、飯豊中学校いじめ防止対策委員会へも報告を行う。特に重大事案に関しては、躊躇せず早急に報告する。

(2) ネットに関連したいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて地方法務局や警察に協力を求める。
- ・生徒に対する情報モラル教育の充実を図るとともに、地域・保護者必要な啓発活動を行う。

(3) 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

- ・すみやかに飯豊町教育委員会を通じて町へ報告する。さらに、飯豊中学校いじめ防止対策会議を早急に開催し、報告を行うとともに必要事項を協議する。
- ・生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合は、飯豊町教育委員会の指導のもと、長井警察署に通報する。
- ・飯豊町教育委員会の指導・助言のもと、事態に対処するとともに速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「自分を見つめて」の実施，それを受けた教育相談をとおし，生徒の心の声を拾い上げ，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応に努める。
- ・担任，養護教諭，教育相談員等の連携により，教育相談体制を機能させる。
- ・教育委員会ＳＣの積極的活用を図る
- ・生徒一人一人の教育相談記録を準備し，相談，家庭との連絡など指導，相談の内容を継続的に記録していく。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・定例の生徒指導担当者会（生徒指導主事・教頭・各学年の生徒指導担当者）において，情報交換を密に行い，指導方針の共有，組織的指導を常に意識して指導，支援にあたる。
- ・年２回のＱＵ実施後，全職員で結果を共通理解する場を設ける。さらに，教育相談期間を年間計画に位置づける。
- ・ＱＵ要支援群の生徒については，早急な対応をする。

7 校内研修

いじめの理解，組織的な対応，指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ，学期に一度，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い，教職員の共通認識を図る。
- ・特に「道徳の授業」の充実，「生徒指導の三機能を生かした授業づくり」について研修を深め，いじめの問題の未然防止に努める。
- ・発達障がい理解とそれに対する適切な支援を行うための研修を行い，二次障害予防と改善に資する。

8 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において，その目的を踏まえて，いじめの問題を取り扱う。この際，いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

生徒のプライバシーには十分に配慮を行うものとする。

(2) 地域や家庭との連携

学年，学級懇談会や学校だより等において，いじめに係る学校基本方針やその取組，学校評価の結果等についてお知らせし，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

- ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき，常に組織的な対応による，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応の取組を徹底し，その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ・学期末の職員会議において，いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし，全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 社会参画活動，縦割り活動による自己有用感，自己肯定感の育成

地域行事やスポーツイベントへの積極的参加，縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通じ，生徒の自己有用感，自己肯定感を育成し，いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図る。

アンテナを高く張って

～ 日常の生徒理解・情報共有の再確認 ～
報告・相談の日常化

飯豊町立飯豊中学校

日常の生徒との関わりからの情報収集・記録：担任 教科担任 顧問 養護教諭
○観察 ○会話 ○日記 ○家庭との連絡 etc

おかしい? なんか変?
気づき、直観を大切に…言葉にする

必ず報告
必ず相談

自分の胸にと止め
ない

校長・教頭への連絡
校長・教頭からの指示

学年主任・生徒指導担当

情報共有と対応方針の確認

学年部会・運営委員会・生徒指導担当者会・学習指導担当者会

組織的な対応の基本

- | | |
|--------------|----------------|
| ①対応の方針決定 | ○客観的事実を情報として集約 |
| ②対応の方法 | ○思いこみで楽観視しない |
| ③対応の分担, 役割確認 | ○必要以上に悲観的にならない |
| ④対応状況の報告 | ○チームワークで対応する |
| | ○記録を大切にする |

風通しのよい職員室 支持的雰囲気のある職員室

飯豊中学校 いじめ対応マニュアル

1 いじめに対する基本的対応（早期対応・組織的対応）

(1) すばやい事実確認・報告・相談

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、複数の教員で情報を共有し、生徒指導主事を中心にすみやかに組織的に対応する。
- ②遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に対応する。軽微な事案でも関係職員へ連絡し、以後の見守りに活かす。
- ③生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④いじめる生徒に対して教育上の必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく長井警察署に相談し、飯豊町教育委員会と連携して対処する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに長井警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

発見、通報を受けた教職員は躊躇なく学年主任、生徒指導主事、教頭に報告し、指導方針を確認の上、組織的対応を図る。報告を受けた際は、生徒指導主事、教頭が校内委員会を招集し、対応確認表を用いて、対応の方針、具体的な対応・指導を確認しすみやかに対応にあたる。

(対応確認表別記)

(3) 被害生徒への対応及びその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるかぎり不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うとともに、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ①教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ②いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報取扱等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について飯豊町教育委員会と協議する。

(5) 加害者の特定の必要がある場合の対応

- ①被害者の心のケアを最優先に、保護者と情報を共有しながら、見守り体制を構築しサポートにあたる。
- ②嫌がらせの手紙や落書き、物隠し等、加害者の特定が必要である場合は、集団全体に対する声掛けや、アンケート調査、面談の実施、校内の見回り体制や、被害者の見守り体制を構築し、抑止を図りながら、情報収集を行い加害者の特定に努力する。それぞれの対応にあつては、十分な教育的配慮にもとづいて実施する。
- ③教育的配慮については、必要に応じて教育委員会、教育事務所の指導を受ける。

(6) 集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ②いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに長井警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ③ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。
- ④ 携帯、スマホ、ネット等の活用について、家庭での約束づくりの場を設け、学校に報告を求め、家庭訪問、三者面談等を活用しての約束確認、モラル指導等を保護者とともに行う。

2 重大事態への対応

(1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、当該生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 生徒が自殺をはかった場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

＜組織の構成＞

校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。具体的な調査組織の構成員については、飯豊町教育委員会の指示を受け決定する。

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「アンテナを高くはって」による。

(3) 重大事態の報告

- ・重大事態の事実関係、その他の必要な情報等については、すばやく飯豊町教育委員会を通じて飯豊町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ飯豊町教育委員会、長井警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

いじめ対応確認表

飯豊町立飯豊中学校

- 1 いじめの概況（現在明らかになっている事実・これまでの指導の経過など）

- 2 指導方針・対応の分担
 - (1) 本人の安全確保・心のケア

 - (2) いじめの情報収集

 - (3) 関係機関への対応
 - ①教育委員会・教育事務所

 - ②警察・児童相談所等

 - ③その他

 - (4) 本人保護者への対応

 - (5) 該当者への対応

 - (6) 該当者の保護者への対応

 - (7) 周辺生徒への対応

 - (8) マスコミ対応

 - (9) 職員への対応

 - (10) 父母と教師の会役員，一般保護者への対応

- 3 その他